

## 第36号議案

### 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第3条において同じ。）に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第9号）の特例に関し規定することを目的とする。

#### (救難作業等手当の特例)

第2条 地方警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に規定する地方警察職員をいう。以下「職員」という。）が次に掲げる作業に従事したときは、救難作業等手当を支給する。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この号及び次号において「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 本部長指示により、居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額）
- (2) 前項第1号の作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 5,000円
- (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円）
- (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円
- (5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
- (6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

3 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。

4 第2項第3号又は第5号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る救難作業等手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

第3条 職員が東日本大震災に対処するため地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第14条第1項各号に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の救難作業等手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、1,680円とする。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

（救難作業等手当の内払）

2 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により、平成23年3月11日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた救難作業等手当は、この条例による救難作業等手当の内払とみなす。